

工場立地法における太陽光発電施設の位置付け等について

工場立地法の基本的な考え方

昭和 40 年代後半、国土の均衡ある発展を図るため、工業再配置対策等の施策が講じられるなか、四日市判決など企業の公害責任が問われ、工場立地に対する反対運動が各地で行われるようになった。このため、「今後の立地に際しては、公害・災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行い、積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠」と認識されるようになり、工場立地法は、「工場の立地段階から、企業自ら周辺的生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していく」ため制定された。

(注：「」内は、昭和 48 年 4 月 6 日の衆議院商工委員会における法案提出理由説明より引用)

具体的には、適正な工場立地を推進するため、法第 4 条に基づき、工場立地に関する準則を主務大臣が定め、準則において、周辺地域の快適な生活環境の形成に資するよう、生産施設を敷地面積の一定割合以下に抑えるとともに、緑地、修景施設、運動場、広場等の環境施設（環境施設の内容は省令にて規定）について、全体で敷地面積の 25% 以上設置することを義務付けている。

(注：環境施設 25% 以上のうち、緑地を 20% 以上、残りを緑地又は緑地以外の環境施設を設置することとしている（準則にて規定）。)

緑地及び緑地以外の環境施設の定義

緑地

法第 4 条 植栽その他の主務省令で定める施設

省令第 3 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 一 樹木が生育する 10 平方メートルを超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの
- イ 10 平方メートル当たり高木（成木に達したときの樹高が 4 メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が 1 本以上であること。
- ロ 20 平方メートル当たり高木が 1 本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が 20 本以上あること。

- 二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）
で表面が被われている 10 平方メートルを超える土地又建築物屋上緑化施設

緑地以外の環境施設（以下、単に環境施設という）

法第 4 条 緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるもの。

省令第 4 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

- 一 噴水、水流、池その他の修景施設
- 二 屋外運動場
- 三 広場
- 四 屋内運動施設
- 五 教養文化施設
- 六 雨水浸透施設
- 七 前各号に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

環境施設の考え方

緑地及び環境施設とは、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に、機能の点で類する施設」とし、その対象は、精神面での融和機能を有していることや、緩衝地帯としての機能を有していること（生産施設からの距離の確保）とされている。（昭和 48 年法律案逐条解説より引用）

太陽光発電施設を環境施設に位置付ける際の考え方

- ・ 太陽光発電施設については、火力等その他の発電施設に比べて発電時の CO2 排出や騒音等の環境負荷が少なく、例えば工場内における自家発電施設を代替した場合には、CO2 排出量の削減効果が見込まれること。
- ・ 災害時に周辺地域に供する非常電源として使用することが可能であることから、周辺地域に対して防災・保安効果が見込まれること。
- ・ 太陽光発電施設が設置されることで、環境対策に取り組む工場に対して地域住民の信頼感が醸成され、また、当該地域全体の環境貢献にかかるイメージ向上にも寄与する等、地域社会における融和効果が期待されること。

- ・地域住民に開放し見学を受け入れるなどによって、周辺地域における低炭素社会構築等、環境意識向上への啓蒙効果といった心理面での効果が期待されること。

以上の4点から、太陽光発電施設は「精神面での工場と周辺地域との融和機能」を有していると考えられる。

したがって、当該施設は、周辺地域の生活環境の保持に資すると考えられ、環境施設として位置付けることが適切と判断できる。

また、上記の通り、当該施設を環境施設として位置付けた上で、太陽光発電施設の導入促進を図るため、併せて緑地面積率の緩和等を行うべきと考える。措置としては以下の方法等が考えられる。

- ・太陽光発電施設を導入した場合に限り、都市計画法上の用途地域（例えば、工業地域、工業専用地域）を限定して、緑地面積率及び環境施設面積率の水準の見直しを行う。
- ・都道府県等が「地域準則」の制定を進めることで、太陽光発電施設の導入促進が図られるように、国から都道府県等に対して制度改正についての周知徹底を図る等、より適切な制度運用が進むように措置する。

【参考資料】環境施設にかかる法制定時及び省令改正時の考え方

（昭和 48 年法制定時）

環境施設とは、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に機能の点で類する施設として解され、その緑地の機能としては、緩衝帯としての機能、美観などの精神的な面での融和機能等が考えられた。具体的には、公園的施設、運動場、池、小川、広場などで整備、管理がなされているものが位置付けられた。

（平成 7 年省令改正時）

個人の価値観の変化、企業の社会的責任、社会貢献や個性ある地域づくりへの要請の高まりなど、工場立地を巡る環境は大きく変化し、工場立地については単なる地域経済の核、雇用創出の場以上の役割が求められるようになった。

地域住民に開放されたスポーツ施設や教養文化施設については、工場に対する地域住民の親近感が醸成され、地域社会における融和効果が高まるとの観点から、精神面での融和機能を有すると考えられた。また、生産施設と外部環境との間の障害物となり、防音・防風の観点から、緩衝地帯としての機能についても有すると考えられたことから、周辺の地域の生活環境の保持に資すると判断され、新たに環境施設として位置付けられた。

（平成 16 年省令改正時）

平成 12 年の地方分権一括法により、工場立地法に係る勧告等は地方自治体の権限によるところとなった。その後、構造改革特区要望において、地方自治体から、施設によっては地域の実情に応じて環境施設として認めることが周辺生活環境との調和の面で有効である事例が提案された。

具体的には、工場における雨水浸透施設が挙げられ、地下水源の涵養という点で緑地の効果に類する機能を有するとともに、災害時の避難場所となることや周辺地域における浸水の懸念を緩和するものであり、精神面での融和機能を有すると考えられた。

また、一般に開放していない屋内運動施設についても、災害時に住民が避難できる施設が周辺に無い地域において避難場所に指定されるなど、周辺地域に資するものであり、そうした地域においては精神面での融和機能を有するとともに、生産施設からの距離が確保されることから緩衝帯としての機能を有すると考えられた。以上から、当該施設は周辺の地域の生活環境の保持に資することから、新たに環境施設として位置付けられた。